

③天草町に係る景観形成地域

■景観形成地域の特性及び基本方針

地域及び区域	景観形成地域の特性・基本方針
下田景観形成地域	【特性】 当地域は、雄大な夕日が沈む天草灘に面する温泉郷で、中心部を下津深江川が流れ、情緒豊かな観光宿泊地となっています。 【基本方針】 ・来訪者のニーズにあった、地域性豊かでゆとりと潤いの満ちた温泉街としての景観形成を図ります。
高浜景観形成地域	【特性】 当地域は、天草灘に面し、白鶴浜海水浴場やキャンプ場等を有する、豊かな自然環境に恵まれています。 【基本方針】 ・自然最大の天草陶石の集散地でもあり、これらの資源と豊かな自然を融合した観光拠点としての景観形成を図ります。
福連木景観形成地域	【特性】 当地域は、天草町の玄関口で子守唄発祥の地として知られています。福連木神社の鎮守の森を中心に、落ち着いた山村景観が広がり、豊かな緑や清流が地域の特徴となっています。 【基本方針】 ・天草町の玄関口として、緑と水が豊かで落ち着いた山村・沿道景観の形成を図ります。
大江景観形成地域	【特性】 当地域は、大江教会を中心としたキリシタンゆかりの地であり、遊歩道や周辺整備が進められています。 【基本方針】 ・地域の観光資源を生かし、キリシタン文化の香り漂う、落ち着いた農村景観の形成を図ります。

■下田景観形成地域の区域

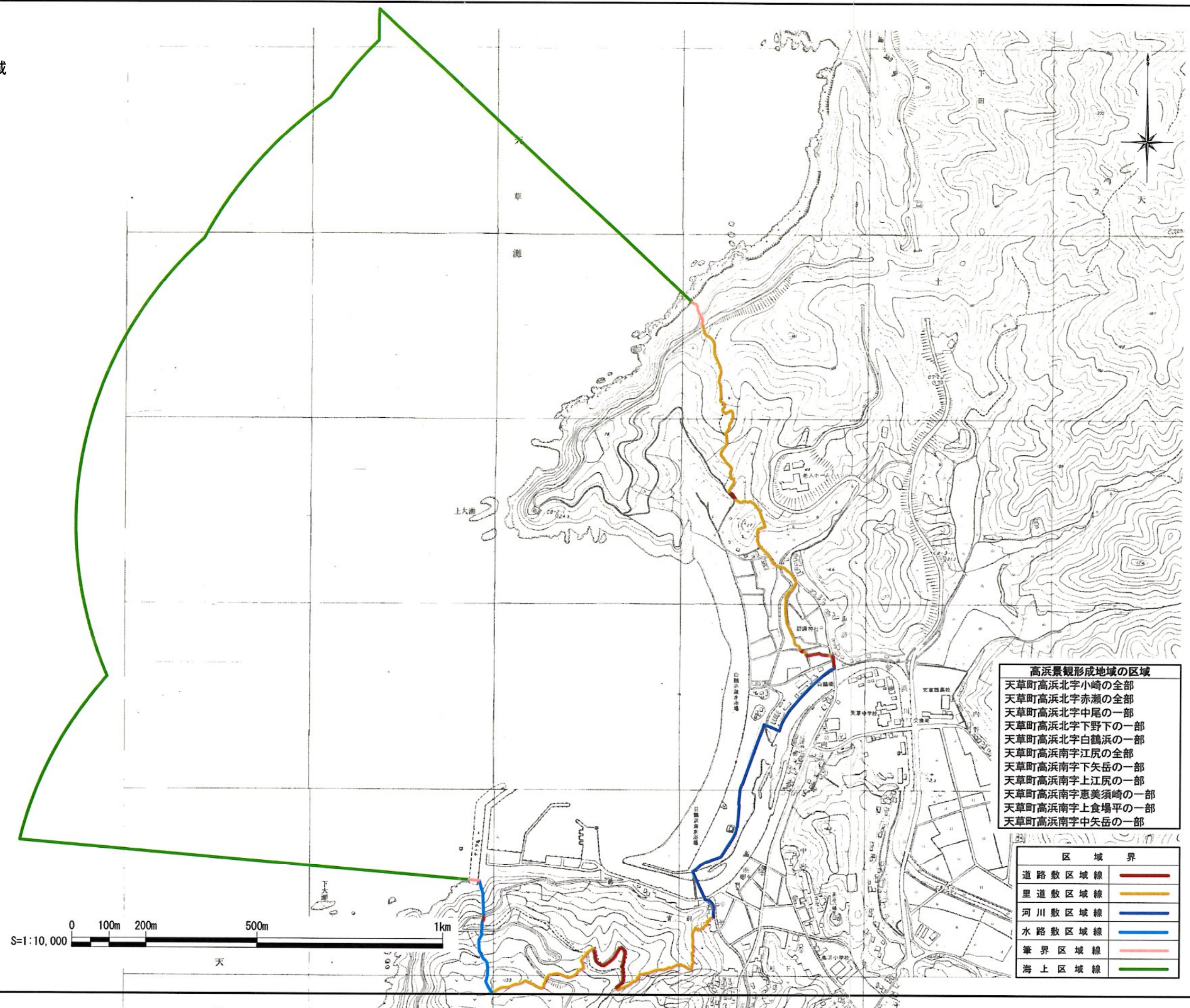
S=1:10,000

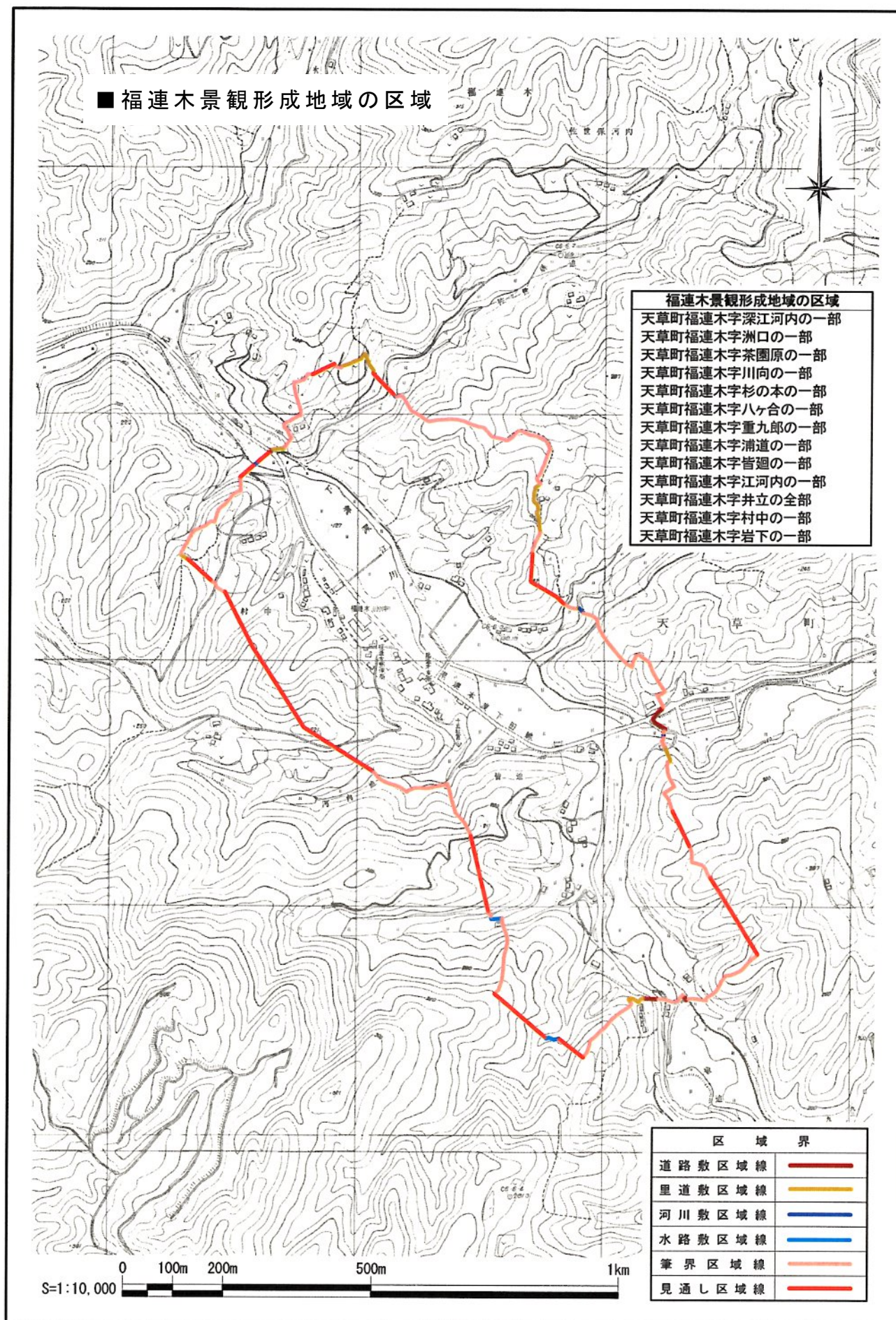
0 100m 200m 500m 1km

下田景観形成地域の区域
 天草町下田北字田の平の一部
 天草町下田北字大迫の一部
 天草町下田北字時雨松の一部
 天草町下田北字長畑の全部
 天草町下田北字堀田の全部
 天草町下田北字宮の本の全部
 天草町下田北字林の一部
 天草町下田北字湯の上の全部
 天草町下田北字京の峯の一部

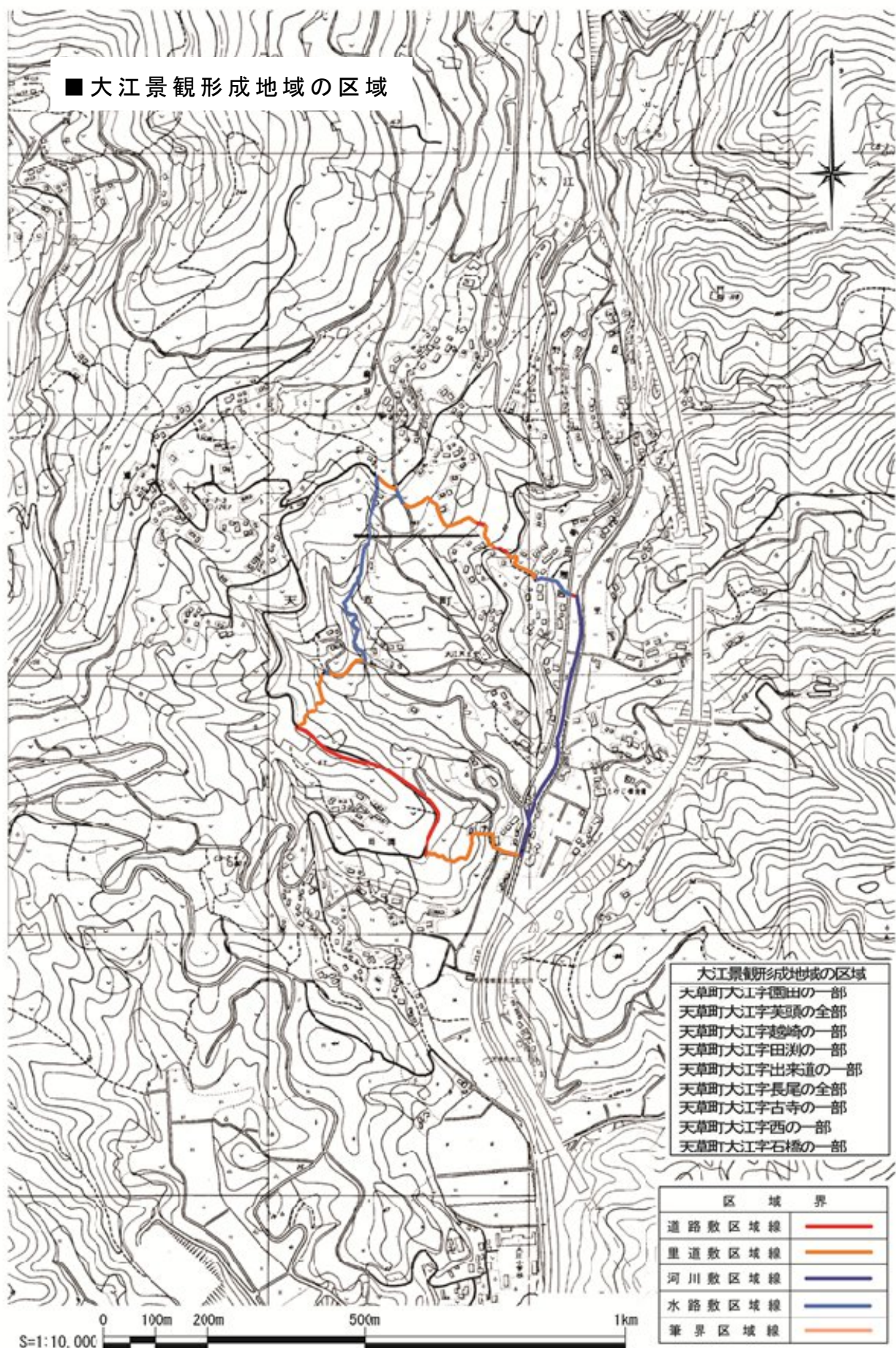
区 域 界	
道路敷区域線	———
里道敷区域線	———
河川敷区域線	———
水路敷区域線	———
筆界区域線	———
海上区域線	———

■高浜景観形成地域の区域





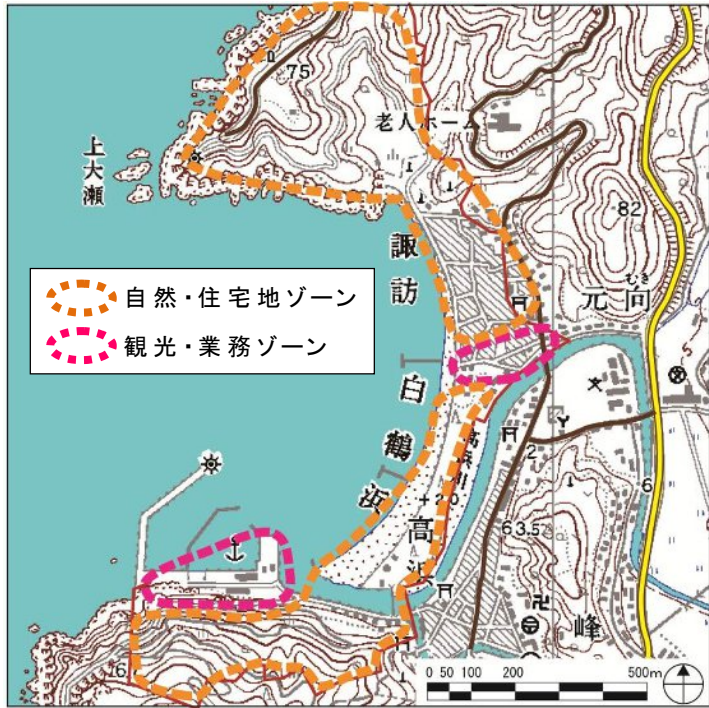
■大江景観形成地域の区域



■天草町に係る景観形成地域における景観形成のための基準

		下田景観形成地域	高浜景観形成地域	福連木景観形成地域	大江景観形成地域
建築物等	位置	・建築物等の敷地内の位置は、敷地の許す範囲で道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に可能な限り空間を確保するものとする。			
	意匠・形態	・住宅等の意匠は、周囲の伝統的な建築様式と違和感のないものとする。			
		・屋根については勾配のあるものとし、できるだけ瓦葺とする。			
		・店舗等の商業施設は、周囲の景観に配慮してできるだけ、落ち着いたものとする。 ・旅館等の意匠、形態については、可能な限り日本の伝統的な和風建築様式となるよう配慮するものとする。	・店舗、民宿等の商業、サービス施設は、周囲の景観に配慮してできるだけ、落ち着いたものとする。	・店舗等の商業施設は、周囲の景観に配慮してできるだけ、落ち着いたものとする。	・店舗、民宿等の商業、サービス施設は、周囲の集落景観となじんだ落ち着いた意匠、形態とする。
	材料	・素材については、自然素材やそれに近いものを活用するよう配慮するものとする。			
	色彩	・落ち着いたある景観とするため、周囲の建物の色彩とかけ離れないよう、低明度、低彩度を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。	【自然・住宅地ゾーン】 ・自然を背景とした落ち着いたある景観とするため、周囲の建物の色彩とかけ離れないよう、低明度、低彩度を基準色とする。 【観光・業務ゾーン】 ・空と海を背景とした明るいイメージの景観とするため、高めの明度、低彩度を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。	・自然を背景とした落ち着いたある景観とするため、周囲の建物の色彩とかけ離れないよう、低明度、低彩度を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。	・自然との調和に配慮し、周囲の建物の色彩とかけ離れないように低彩度の色彩を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。
	広告物に関する事項	・附帯する広告物等は建物との一体感に配慮するものとする。			
	敷地の緑化	—	・既存の樹木はできるだけ保全するものとする。		
		—	・敷地内に発生するのり面や擁壁は、低木やツタによる緑化に努めるものとする		
		・大規模な駐車場については、敷地の周囲だけでなくできるだけ敷地内も、緑化に努めるものとする。	・大規模な駐車場については、できるだけ高中木等で敷地内も緑化に努めるものとする。	・大規模な駐車場については、敷地の周囲だけでなく、高中木等で敷地内も緑化に努めるものとする。	・大規模な駐車場については、できるだけ高中木等で敷地内も緑化に努めるものとする。
・敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に道路側については、椿等花木で緑化を図るものとする。なお、敷地に余裕がない場合には、花壇やフラワーポット等による潤いのスペースづくりに努めるものとする。		・敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に道路側については、椿等花木で緑化を図るものとする。			
工作物	さく、塀、擁壁等	・さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材を活用するものとする。			
	太陽光発電設備等	・擁壁については、規模を最小限とし、全面を緑化するよう努めるものとする。			
		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・海岸線には設置しないよう努めるものとする。			
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		・伐採は、その用途に応じて必要最小限とし、良好な樹木はできるだけ保全するものとする。			
		・伐採後はできるだけ緑化を図るものとする。			
屋外における物件の堆積の方法及び遮へいに関する事項		・物品の集積の位置、形態については、できるだけ目立たないようにする。			
		・敷地の周囲は緑等による遮へいに努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項		・できるだけ自然の地形を生かした造成に努め、のり面、擁壁が発生しないように努めるものとする。やむを得ず発生するのり面、擁壁は緑化に努めるものとする。			
		—	・土石、鉱物の掘採にあたっては、緑等による遮へいに努めるとともに、完了後は速やかに緑化復元に努めるものとする。		
		—	・樹木については、できるだけ保全し、修景に生かすものとし、併せて緑化に努めるものとする。	・樹木については、できるだけ保全し、修景に生かすものとする。	・樹林については、できるだけ保全し、修景に生かすものとし、併せて緑化に努めるものとする。
		—	—	・対象地域の周囲についてはできるだけ緑化に努めるものとする。	—
広告物に関する事項		・設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とし、足元の緑化等に努めるものとする。	・設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。		・設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とし、大江の教会の周囲については特に設置位置に配慮するものとする。
		・意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるものとする。			
		・材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとする。			

■天草町に係る景観形成地域における建築物等の色彩基準

		下田景観形成地域		高浜景観形成地域				福連木景観形成地域		大江景観形成地域	
				自然・住宅地ゾーン		観光・業務ゾーン					
基準色	外壁基準色	N(無彩色)	明度4以上9以下	N(無彩色)	明度4以上8以下	N(無彩色)	明度4以上9以下	N(無彩色)	明度3以上7以下	N(無彩色)	明度4以上9以下
		R(赤)	明度4以上9以下 彩度6以下	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上8以下 彩度6以下	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上9以下 彩度5以下	R・YR (赤・黄赤)	明度3以上7以下 彩度5以下	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上9以下 彩度4以下
		YR(黄赤)	明度4以上9以下 彩度5以下	Y(黄)	明度4以上8以下 彩度4以下	Y(黄)	明度4以上9以下 彩度4以下	Y(黄)	明度3以上7以下 彩度3以下	Y(黄)	明度4以上9以下 彩度3以下
		Y(黄)	明度4以上9以下 彩度4以下	その他	明度4以上8以下 彩度2以下	その他	明度4以上8以下 彩度2以下	その他	明度3以上7以下 彩度2以下	その他	明度4以上9以下 彩度1以下
		その他	明度4以上8以下 彩度2以下	—	—	—	—	—	—	—	—
	屋根	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上8以下
		R(赤)	明度3以上6以下、 彩度4以下	R(赤)	明度3以上8以下 彩度4以下	R・YR (赤・黄赤)	明度3以上8以下 彩度7以下	R(赤)	明度3以上8以下 彩度4以下	R・YR・Y・PB (赤・黄赤・黄・紫)	明度3以上8以下 彩度3以下
		YR・PB (黄赤・紫)	明度3以上8以下 彩度4以下	YR・PB (黄赤・紫)	明度3以上7以下 彩度4以下	PB(紫)	明度3以上7以下 彩度4以下	YR・PB (黄赤・紫)	明度3以上7以下 彩度4以下	その他	明度3以上8以下 彩度1以下
その他		明度3以上4以下 彩度2以下	その他	明度3以上6以下 彩度2以下	その他	明度3以上6以下 彩度2以下	その他	明度3以上4以下 彩度2以下	—	—	
推奨色	外壁基準色	N(無彩色)	明度5以上8以下	N(無彩色)	明度5以上7以下	N(無彩色)	明度6以上9以下	N(無彩色)	明度4以上6以下	N(無彩色)	明度5以上7以下
		YR・Y (黄赤・黄)	明度5以上8以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度5以上7以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度6以上9以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度4以上6以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度5以上7以下 彩度2以下
	屋根	N(無彩色)	明度4以上6以下	N(無彩色)	明度4以上7以下	N(無彩色)	明度4以上7以下	N(無彩色)	明度4以上7以下	N(無彩色)	明度4以上7以下
		PB (紫)	明度4以上6以下 彩度2以下	PB (紫)	明度4以上7以下 彩度2以下	PB(紫)	明度4以上7以下 彩度2以下	PB(紫)	明度4以上7以下 彩度2以下	R・YR・Y・PB (赤・黄赤・黄・紫)	明度4以上7以下 彩度2以下
		—	—	—	—	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上6以下 彩度2以下	—	—	—	—
									※農畜産施設は別途協議		

- 基準色…地域の良い景観を保持するため、最低限守ることを求める色彩の範囲
- 推奨色…基準色のうち、地域の個性ある景観創出のため、使用をすすめる色彩
- 避けたい色…上記以外の色彩